

鞍手町行財政改革推進委員会設置条例

昭和60年4月1日

鞍手町条例第2号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、鞍手町行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、鞍手町の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月9日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。